

「令和6年能登半島地震」に係る国税の申告・納付等の 一部地域における期限について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、富山県に納税地のある方の申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

今般、富山県に納税地があり、申告・納付等の義務のある方の令和6年1月1日から令和6年7月30日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限を、**令和6年7月31日（水）**とすることといたしました。

例えば、

所得税等の確定申告や**個人事業者の消費税を申告される方**の申告・納付期限は、**令和6年7月31日（水）**となります。

なお、振替納税をご利用の方の口座からの振替日は、次のとおりです。

【所得税等の確定申告分】 令和6年8月19日（月）

【個人事業者の消費税申告分】 令和6年8月26日（月）

（確定申告分、中間申告分、課税期間の特例分）

上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

- 令和6年能登半島地震の影響により、期限までに申告等ができない場合には、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、引き続き、期限延長措置を受けることが可能です。この手続は、申告等と同時に申請いただくことも可能ですので、状況が落ち着いてから最寄りの税務署にご相談いただくようお願いします。
- また、申告は可能であっても、令和6年能登半島地震により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

○ ご質問・ご不明な点は、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）へお問い合わせください。

○ 災害に関する各種税制措置の詳細は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」などで随時お知らせする予定です。



令和6年能登半島地震
に関するお知らせ

高岡税務署からのお知らせ

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島地震」といいます。）により被災された方については、所得税に関し、税制上の措置があります。

1. 所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、令和5年分又は令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

お手続きの方法

所得税等を軽減免除する年分	令和5年分の確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
令和5年分	確定申告を済ませていない	令和5年分の確定申告	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和5年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)
	確定申告を済ませている	令和5年分の更正の請求等	上記①から④までの書類のほか、 令和5年分の確定申告書の控え (e-Tax メッセージボックスの受信通知からダウンロードした PDF ファイル等)
令和6年分	令和6年分の確定申告		上記①から④までの書類のほか、 令和6年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)

- (注) 1 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
2 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

2. その他

(1) 見舞金や災害義援金の取り扱い

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

(2) 個人事業者の方

能登半島地震により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方については、別途、税制上の措置があります。

お手続きのサポートのご案内

- ☞ 個別相談を希望される場合は、上記1の表にある書類等を準備し、事前予約の上、高岡税務署個人課税部門へお越しください。
〔電話番号：0766-21-2501（代表）〕
※自動音声案内に従い、「2（税務署）」を選択してください。
- ☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】
国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。
また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。